

平成25年度

第4回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会会議概要

日 時：平成25年6月4日(火) 13時30分～17時40分
場 所：鈴鹿市役所 本館12階 1204会議室
出席委員：5人（全員出席）
内 容：下記のとおり

1 指定管理者候補者の選定方法について

公募によって指定管理者候補者を選定する際の評価基準等が事務局提案どおり承認された。

承認内容は、次のとおり。

- ・指定管理者候補者の選定は、提出書類による選定を基本にしつつ、書類で不明な点を解消するために、事業者ヒアリングを実施する。
- ・提出書類に含まれない内容を事業者ヒアリングで追加することは認めない。
- ・申請のあった事業者はすべてヒアリングを実施する。
- ・ヒアリングの順番は、申請順とする。
- ・申請団体の入場及び準備は、5分以内とする。
- ・申請団体によるプレゼンテーションは、10分以内とする。
- ・質疑応答は、15分以内とする。
- ・採点は、提出書類に基づき、評価項目ごとに採点する。
- ・採点基準は、5段階評価とし、1段階を配点の0%、2段階を配点の25%、3段階を配点の50%、4段階を配点の75%、5段階を配点の100%とする。
- ・委員会としての指定管理者候補者の決定は、各委員の評価点数を合計し、その合計点数の一番高い者とする。ただし、合計点数が同点の場合、多数の委員が上位と評価した者を指定管理者候補者と決定する。
- ・指定管理者候補者として選定されるための最低基準点を、選定委員会各委員の採点合計が、総配点の100分の50以上を満たすこととする。

2 公募施設の概要、募集要項(評価基準)等の説明について

(1) 鈴鹿市白子駅東自転車駐車場

鈴鹿市白子駅東自転車駐車場の指定管理者候補者について、担当課から説明

し、公募により募集することが妥当であると判断された。

主な審議内容は、次のとおり。

市による説明

- ・指定管理者制度導入の目的は、利用者へのサービス向上と経費削減である。
- ・評価基準は、安定した管理運営、利用者への公平性に重きを置く。
- ・現在、施設の2階の利用が少ないが、利用を促進することを想定して仕様書等を作成している。
- ・自転車駐車場の数は足りているが、駅に近いところに利用が集中している。
- ・同施設において、整理整頓を徹底することが、放置自転車や盗難への有効な対策である。

委員の意見

- ・現行の指定管理者の良さとして、接遇面において機械的でない対応の良さがあるので、その点は継続できるようにしていきたい。

(2) 鈴鹿市労働福祉会館

鈴鹿市労働福祉会館の指定管理者候補者について、担当課から説明し、公募により募集することが妥当であると判断された。

主な審議内容は、次のとおり。

市による説明

- ・労働福祉会館は主として労働団体や市民への会議室等の貸館業務を行っている。
- ・建物の老朽化が進んでおり、改修等を要する部分がある。
- ・施設の管理者に期待する点は、運営コストを抑えて適切に維持管理することと、施設の利用率を高めることである。
- ・大規模な施設改修は予定しておらず、必要なところから最低限度の改修を実施する。
- ・改修は緊急性のあるものを除き、屋根の防水塗装は、平成25年度に予定している。
- ・現在、貸館業務で常時利用している団体は2団体あり、いずれも労働団体である。
- ・利用料金収入の減少に伴うリスクを考慮し、利用料金制の採用はしないこととしている。
- ・現状の管理状態に対する利用者からの評価は良い。
- ・現状、毎日利用はあるが、稼働率100%ではない。

・大規模修繕が急きょ必要になり，利用できなくなった場合などは，別途協議することとしている。

(3) 鈴鹿川河川防災センター，鈴鹿川河川緑地(運動施設・公園施設)

鈴鹿川河川防災センター，鈴鹿川河川緑地(運動施設・公園施設)の指定管理者候補者について，担当課から説明し，公募により募集することが妥当であると判断された。

主な審議内容は，次のとおり。

市による説明

・鈴鹿川河川防災センター，鈴鹿川河川緑地(運動施設・公園施設)については，従前どおり指定管理者制度で一体的な管理を予定している。

・鈴鹿川河川防災センターは，鈴鹿川水系における洪水や大規模な地震などが発生した場合に，現地で災害活動を行う拠点としての役割を担っている。

・鈴鹿川河川防災センターは，災害対応時に必要な土砂や水防用の根固めブロックの備蓄を作業ヤード等に設置しており，鈴鹿川水系の防災活動をバックアップする施設でもある。

・平常時には，防災展示コーナーや会議室を一般開放している。

・鈴鹿川河川緑地の運動施設は，定五郎橋から庄野橋までの緑地を公園という形で整備し，その中に野球場，ソフトボール場，運動広場などの整備した部分をスポーツ施設とし，無料で開放している。

・鈴鹿川河川緑地の運動施設は，バルーンフェスティバルの駐車場利用も含めて年間10万人以上の利用がある。

・鈴鹿川河川緑地の運動施設は，スポーツ施設の一体化から除外している。

・鈴鹿川河川緑地の公園施設は，定五郎橋から庄野橋までの緑地から運動施設を除いた部分である。

・当該施設群は，隣接しており，市民サービスの向上と効率的な管理を行うことができるということから一体的な管理を行っていきたいと考えている。

・指定管理者制度を導入したことで，期待していた民間ノウハウの活用が図られたので，今後も公募により指定管理者制度を継続していく。

・指定管理者に求める能力は，施設の安定した管理運営能力を重視している。

・災害時は，協定等に基づき，災害対応を市が主導する。

委員の意見

・当該施設のある場所は河川敷であるため，国交省，市，指定管理者の関係や調整等を協定に結んでおく方が良い。

・広大な面積の施設であるが，指定管理業務には草刈等を含めている。

・事業者から仕様を超えた積極的な提案があれば、サービスの向上の部分で採点する。

3 非公募施設における指定管理者候補者の選定について

(1)江島総合スポーツ公園(運動施設・公園施設),石垣池公園(運動施設・公園施設),鈴鹿市鈴が谷運動広場,鈴鹿市立西部体育館,鈴鹿市農村環境改善センター,鈴鹿市立西部野球場・西部テニスコート,鼓ヶ浦サン・スポーツランド(運動施設・公園施設)について

江島総合スポーツ公園(運動施設・公園施設),石垣池公園(運動施設・公園施設),鈴鹿市鈴が谷運動広場,鈴鹿市立西部体育館,鈴鹿市農村環境改善センター,鈴鹿市立西部野球場・西部テニスコート,鼓ヶ浦サン・スポーツランド(運動施設・公園施設)の指定管理者候補者について,非公募により特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会を選定することが妥当であると判断された。

担当課からの施設の利用状況に関する追加資料の説明と補足説明がなされた。

事業者から事業計画書,収支計画書等に基づく内容の説明がなされた。

主な事業者ヒアリングの内容は,次のとおり。

- ・鈴鹿市体育協会の構成を確認する。
- ・鈴鹿市体育協会の意思決定のあり方を確認する。
- ・鈴鹿市体育協会の組織体制を確認する。
- ・専門的な分野の人材確保の方策を確認する。
- ・人材の専門性を確認する。
- ・公の施設の管理のあり方を確認する。
- ・施設利用の優先順位のあり方を確認する。
- ・鈴鹿市体育協会の目的等を確認する。
- ・スポーツ施設以外の公の施設の管理のあり方を確認する。
- ・鈴鹿市体育協会としての現在の活動状況を確認する。
- ・鈴鹿市体育協会と他機関との連携体制を確認する。
- ・スポーツ施設の管理する上での利用者の安全確保について確認する。

主な審議内容は,次のとおり。

委員の意見

- ・当該施設を管理する上での能力に関して問題はない。
- ・事業計画書がしっかりと書けている。
- ・団体としての考え方がしっかりしている。
- ・公募，非公募を検討する時期について，今後，検討していく必要がある。

4 その他

意見書に関する審議を第5回委員会(6月25日18:30から)で行うこととした。

意見書(案)の作成については，会長と事務局に一任することとした。

作成された意見書(案)は，事前にメールで委員間共有をすることとした。

第6回委員会の開催日を8月29日(木)とした。